

豊橋市パートナーシップ制度 ガイドブック

 豊橋市

令和3（2021）年4月

目次

- 1 パートナーシップとは (P 1)
- 2 パートナーシップの宣誓をすることができる方 (P 1)
- 3 パートナーシップの宣誓手続の流れ (P 3)
- 4 パートナーシップの宣誓時に必要なもの (P 4)
- 5 通称名の使用を希望する場合 (P 5)
- 6 パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領
証カードの再交付・記載事項の変更・返還 (P 5)
- 7 パートナーシップの無効 (P 5)
- 8 Q&A (P 7)

1 パートナーシップとは 【要綱第2条第1号】

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の関係のことをいいます。

2 パートナーシップの宣誓をすることができる方 【要綱第3条】

次のいずれにも該当している必要があります。

(1) 成年に達していること

満20歳以上の方

(民法の改正により、令和4(2022)年4月1日から「満18歳以上」になる予定です。)

(2) 共に宣誓をしようとしている2人のうち、少なくともどちらか1人が豊橋市民であること、又は豊橋市に転入を予定していること

2人のうち、少なくともどちらか1人が豊橋市内に住所を有している方、また、2人とも市外に住んでいても、少なくとも1人が宣誓の日から3か月以内に豊橋市内への転入を予定している方

(3) 配偶者がいないこと（結婚していないこと）

配偶者(事実婚の関係にある者を含みます。)がいる方は、宣誓をすることができません。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

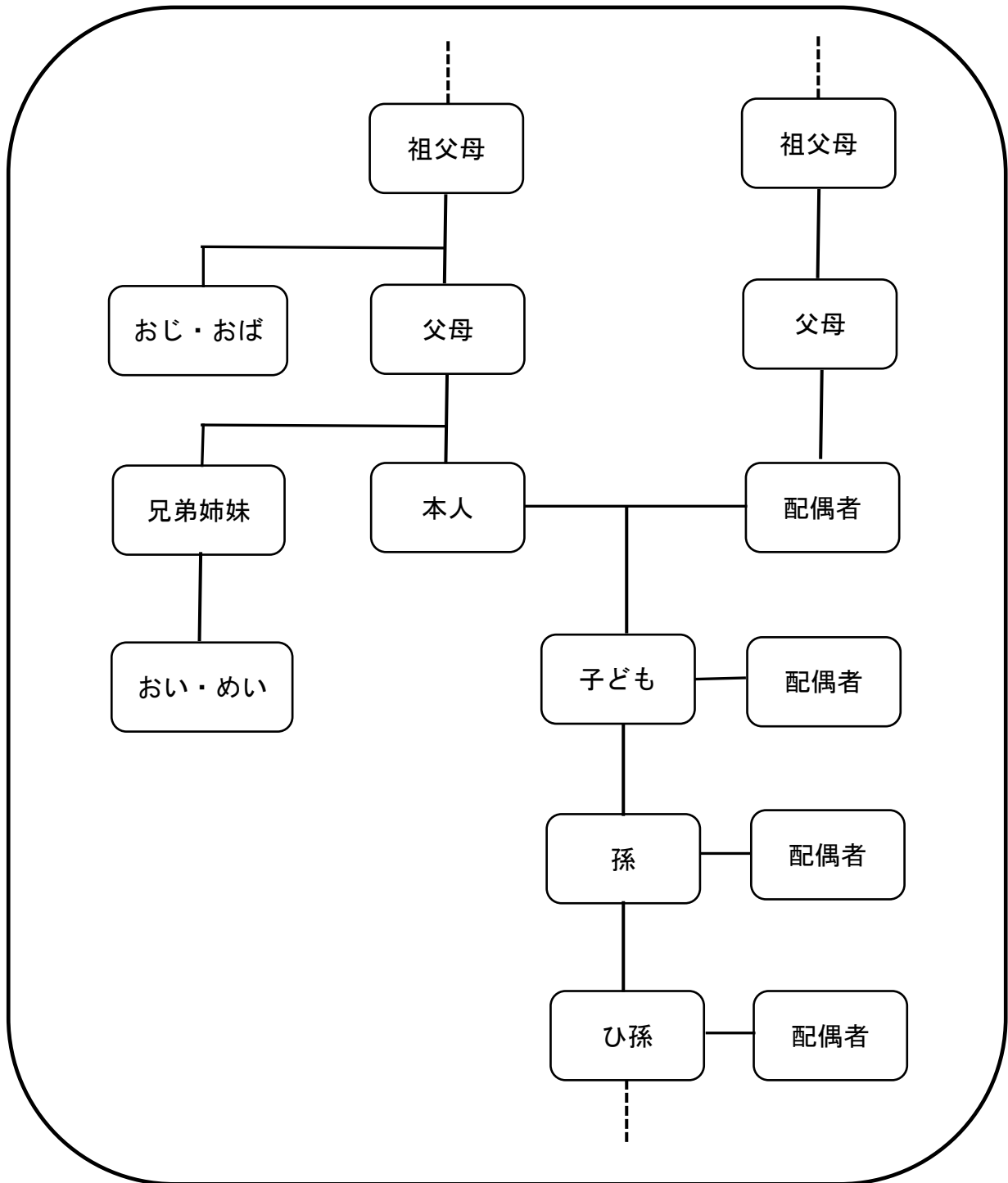
共に宣誓をしようとするパートナーの他にパートナーシップ関係のある方は、宣誓をすることができません。

(5) 宣誓者同士が近親者でないこと

民法第734条から第736条に定められている婚姻をすることができない関係(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族)にある方は、宣誓をすることができません(次ページ図を参照)。

ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。(近親者間での養子縁組は対象となりません)

パートナーシップの宣誓をすることができない者（近親者）



3 パートナーシップの宣誓手続の流れ 【要綱第4条】

(1)電話で事前予約

- パートナーシップの宣誓を希望される方は、豊橋市役所市民協働推進課に宣誓日(宣誓書提出日)を事前に電話で予約していただきますようお願いいたします。
- 2人の氏名、生年月日、住所、電話番号をお伝えください。(通称名で宣誓される場合はその通称名もお伝えください。外国籍の方は国籍もお伝えください。)
- 日時の調整、必要書類の確認などを行います。
- ご希望に応じて、個室を用意いたしますので、ご相談ください。

予約先:豊橋市役所 市民協働推進課 電話:0532-51-2188
受付日時:月曜日～金曜日 9:00～17:15(祝休日、12月29日～1月3日を除きます。)

(2)パートナーシップの宣誓

- 予約した日時・場所にパートナーの2人でそろってお越しください。
- 市職員の立会いのもと「パートナーシップ宣誓書」に自署し、提出していただきます。
- 必要なもの(4ページ)をご持参ください。

宣誓日時:月曜日～金曜日 9:00～16:00(祝日、12月29日～1月3日を除きます。)
宣誓場所:豊橋市役所 市民協働推進課(ご希望に応じて個室での対応も可能です。)

(3)内容確認

- 本人確認及びパートナーシップの宣誓の要件を満たしているかの確認を行います。
- 書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

(4)パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- 「パートナーシップ宣誓書受領証」を2人に1部ずつ交付します。
- ご希望に応じて、「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を2人に1部ずつ交付します。
- 書類に不備や不足等がなく、宣誓が適当と認められる場合、交付を行いますが、準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものを持参のうえ、受け取りにお越しください。(宣誓者いずれか1人でもかまいません。)郵送をご希望される場合は簡易書留で送付しますので、切手をご用意していただきます。

4 パートナーシップの宣誓時に必要なもの 【要綱第4条】

(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- 宣誓書は、豊橋市役所市民協働推進課で用意します。
- 宣誓書は、提出日にご記入していただきます。
- 氏名、生年月日、住所は宣誓を行う2人に記入していただきます。
- 通称名を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが分かるもの（郵便物や各種会員証、社員証等）をご持参ください。
- 宣誓を行う2人の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できない場合は、2人の立会いのもとで、他の人に代筆してもらうことができます。

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・3か月以内に発行されたものを1人1通ずつお持ちください。ただし、宣誓する2人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。
- ・住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。
- ・マイナンバー（個人番号）の表示がないものをご提出ください。
- ・3か月以内に豊橋市に転入予定の場合は、転入することが分かる書類をお持ちください。
（例：転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書）

(3) 配偶者がいないことを証明する書類

- 3か月以内に発行された戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）や独身証明書等を1人1通ずつお持ちください。
- 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
- 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。
- ※2人が外国で同性婚をしている場合には、それが証明できるもの（日本語訳添付）

(4) 本人確認ができるもの（いずれも有効期限内のものに限ります）

1つの提示（顔写真付き）	2つの提示（顔写真無し）
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード（個人番号カード）・運転免許証・パスポート（旅券）・在留カード・国、地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証・年金手帳、年金証書・その他、国、地方公共団体が発行したもの

5 通称名の使用を希望する場合 【要綱第5条】

- 性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。
- 通称名を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが分かるもの(郵便物や各種会員証、社員証等)をご持参ください。
- パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードには表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

6 パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カードの再交付(記載事項の変更)・返還 【要綱第7条・第8条】

(1) 受領証等の再交付

- 受領証等の紛失や毀損、汚損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、受領証等を再交付します。
- 毀損、汚損による再交付の場合は、既に交付している受領証等をパートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)に添付して提出してください。
- 氏名等の変更による再交付の場合は、既に交付している受領証等及び変更内容の分かる書類を再交付申請書に添付して提出してください。
- 電話で豊橋市役所市民協働推進課まで事前予約(3ページ「3 パートナーシップの宣誓手続の流れ」参照)をお願いします。日時の調整とお持ちいただく書類の確認を行います。

(2) 受領証等の返還

- 次の場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)に受領証等を添付して提出してください。
 - ① パートナーシップが解消されたとき
 - ② パートナーが死亡されたとき
 - ③ 双方が豊橋市内に住所を有しなくなったとき
 - ④ その他、1ページ「2 パートナーシップの宣誓をすることができる方」に該当しなくなったとき
- 電話で豊橋市役所市民協働推進課まで事前予約(3ページ「3 パートナーシップの宣誓手続の流れ」参照)をお願いします。日時の調整とお持ちいただく書類(住民票の写し、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、死亡診断書等)の確認を行います。

7 パートナーシップの無効 【要綱第9条】

- 次の場合は、パートナーシップの宣誓が無効となりますので、交付した受領証等を返還していただきます。

- ① 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき
 - ② 交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したとき
- 市役所へ来ていただく日時の調整とお持ちいただく書類(住民票の写し、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、死亡診断書等)の確認等の連絡をします。

8 Q&A

Q1 パートナーシップ制度と婚姻はどう違うのですか。

A 婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。

一方、豊橋市のパートナーシップ制度は、行政の内部規定である要綱に基づいて行うもので、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A この制度は2人がパートナーシップを形成することを尊重するものです。豊橋市では、この制度を導入することにより、多様な性への理解促進を図っていきたくと考えています。

Q3 婚姻年齢との違いについて(なぜ民法上の成年としているのか)。

A 本制度は宣誓する本人の意思を尊重するものであるため、法律行為を行う際に保護者の同意が不要となる「成年」としております。

現在は「満20歳以上」ですが、民法の改正により、令和4(2022)年4月1日から「満18歳以上」になる予定です。

Q4 豊橋市民でないと宣誓をすることができませんか。

A 少なくとも2人のうち1人が市内に住所を有しているか、双方が市内に住所を有してなくても2人又はどちらか1人が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している場合は、宣誓できます。市内への転入を予定している場合は、その事実を確認することができる書類の提出が必要となります。(※転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書等を提出してください。)

Q5 3か月以内に市内への転入を予定している場合で、まだ賃貸借契約等をしていない場合は、どのように証明すれば良いでしょうか。

A 宣誓の日から3か月以内に住民票の写し、賃貸借契約書等を提出してください。提出がない場合は、発行した受領証等を返還していただきます。

Q6 同居している必要はありますか。

A 豊橋市が行うパートナーシップ制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係であって、少なくとも宣誓者のいずれか一方が豊橋市在住を要件としていますが、同居につきましては、様々な要因で同居できない場合もあると思いますので、同居は求めています。

Q7 戸籍上同性ではない事実婚の方もパートナーシップの宣誓ができますか。

A 豊橋市のパートナーシップ制度では対象にしていません。戸籍上同性ではない事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的少数者の方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり違うと認識しています。

本制度は、婚姻に準じるような法的効力を有しませんが、一方又は双方が性的少数者である2人の関係を社会的に認めてほしいという気持ちを尊重し、導入するものです。

Q8 養子縁組をしている場合も宣誓できるとなっていますが、なぜですか。

A 性的少数者の方の中には、同性では婚姻ができないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組を結んだままでもパートナーシップ宣誓ができることとしました。

Q9 外国籍でもパートナーシップの宣誓はできますか。

A 外国籍の方も、2人又はどちらか1人が豊橋市民である、または豊橋市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行されたもの)など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q10 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 日本国内では、婚姻が成立していないので、宣誓を行うことができます。

Q11 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A 宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領証明カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q12 宣誓の際は個別に対応してくれますか。

A ご希望に応じて個室で対応します。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご相談ください。

Q13 宣誓は2人で行かないとだめですか。

A 本人確認と2人の意思を確認させていただきますので、必ず2人でお越しください。

Q14 郵送やメールでのパートナーシップ宣誓はできますか。

A 郵送やメールでの宣誓は行っておりません。本人確認と2人の意思を確認させていただきますので、必ず2人でお越しください。

Q15 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者の2人がそろってお越してください。なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、2人の立会いのもと、他の方による代筆は可能です。

Q16 通称名を使用できますか。

A 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用することが確認できるもの(通称で届いている郵便物、各種会員証、社員証等)をご持参ください。ただし、交付するパートナーシップ宣誓書受領証、受領カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q17 プライバシーは守られますか。

A ご希望に応じて個室で対応します。また、提出書類や、記載内容等の個人情報は固く守られます。

Q18 受領証等はいつ交付されますか。

A 宣誓後、提出書類の確認を行った後、交付の準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものを持参のうえ、受け取りに来てください。(宣誓者どちらか1人でもかまいません)。郵送をご希望される場合は簡易書留で送付しますので、切手をご用意していただきます。

再交付の場合も同様です。

Q19 受領証等に有効期限はありますか。

A ありません。当制度は、豊橋市として宣誓書を受領した事実を証明するものであり、また、法的効力を有するものではないので、受領証自体に有効期限はありません。

Q20 宣誓書は何年間保存されますか。

A 30年間です。ただし、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届が提出された場合は、提出された日の属する年度の翌年度4月1日から5年間です。

Q21 受領証等はどこかで利用できるのですか。

A 受領証等は、2人が互いを人生のパートナーとし、対等な立場で相互の協力により継続的に共同生活を行うことを約束し、パートナーシップ宣誓した事実を証する書類になります。今後、豊橋市において受領証等を掲示することで利用できる制度を検討していきます。また、民間のサービスにおいて受領証の掲示により一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。(例:携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等)

Q22 交付された受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A 使用できません。2人がパートナー関係であると宣誓した事実を証するものです。

Q23 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。

Q24 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか。

A 2人とも市外に転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出していただくとともに、受領証等も返還していただくこととなりますが、事前にご連絡ください。

どちらか1人が市外に転出した場合や豊橋市内での転居(1人又は2人とも)の場合は、新住所の住民票の写し等を提出していただく必要があります。

Q25 パートナーシップを解消した場合、またパートナーが亡くなった場合、受領証等を返還する必要はありますか。

A パートナーシップ宣誓書受領証等返還届及び亡くなったことがわかる書類をご提出していただくとともに、受領証等も返還してください。また、パートナーシップ解消による返還の場合は、双方の意思を確認させていただきます。